

平成24年度 看護師学校養成所2年課程
(通信制)進学者に対する奨学金募集要項

公益社団法人 日本看護協会

日本看護協会は、看護師学校養成所2年課程(通信制)へ
進学する方に学資及び生計費として奨学金を貸与します。

1. 応募資格

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 日本看護協会の会員であること
- (2) 看護師学校養成所2年課程(通信制)に在籍していること
- (3) 他の奨学金を利用していないこと

2. 奨学金の貸与期間及び金額

【期 間】貸与期間は在学中の1年又は2年間

1年は4月1日から翌年3月31日までとします。

【金 額】年額36万円を無利子で1年ごとに貸与します。

3. 奨学生採用数

平成24年度は2年間貸与者を200名、1年間貸与者を若干名、募集します。

4. 応募方法

下記書類一式を揃え、必ず郵送にて奨学金事務局に直接申込みください。

- (1) 様式1 奨学金願書(写真貼付・撮影3ヶ月以内)
- (2) 様式2 在学証明書(用紙を学校に提出し証明を受けてください)
- (3) 様式3 連帯保証人連署の誓約書
- (4) 様式4 奨学金振込指定口座届

5. 応募書類受付期間

平成24年4月2日(月)～平成24年4月27日(金) 必着

6. 連帯保証人の要件及び責任

連帯保証人は、次のすべての要件を備える者とし、奨学生本人が奨学金を返還できない場合は、本人に代わって連帯保証人が返還の責任を負います。

- (1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- (2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
- (3) 国内に住所を有すること
- (4) 奨学生との連絡が確保されること

7. 奨学金の貸与決定

日本看護協会会員歴の長短等を基準に、申込期日までに到着した願書により決定します。

結果は決定通知書により5月下旬に連絡します。

8. 奨学金借用証書の提出

奨学金貸与が決定した場合は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ、平成24年6月20日(水)までに提出してください。

9. 奨学金の交付

奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書並びに借用証書の提出のあった奨学生に対し、1年分36万円を平成24年7月末日までに、2年目の奨学金は平成25年7月末日までに、奨学生本人名義の銀行口座に振込みします。ただし、提出書類に不備のある場合は奨学金を交付することはできません。

10. 奨学金の辞退及び貸与中の手続き

奨学生は、奨学金の交付前に限り、奨学金辞退届の提出により奨学金貸与の辞退を申し出ることができます。

また、貸与中に奨学生又は連帯保証人に氏名・住所等の変更があった時は、変更届を提出してください。

なお、本会を退会したとき、退学したとき、他の奨学金の貸与を受けたとき、休学期間が1ヵ年を超えるととき、又はその他奨学生として適当でない行為等があったと本会が認めたときには、奨学生の身分を喪失します。

11. 奨学金の返還

貸与された奨学金は、最終貸与年の翌年10月から返還を開始し、3年以内に半年賦、月賦又は両者の併用により全額を返還します。

返還方法は、奨学金返還計画書及び預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に基づき、奨学生本人名義の銀行口座からの自動引落としになります。

奨学金振込月	返還期間
平成24年7月のみ	平成25年10月1日から返還開始 平成28年9月30日までに返還終了
平成24年7月 25年7月	平成26年10月1日から返還開始 平成29年9月30日までに返還終了

【延滞金】奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することがあります。

【繰上返還】繰上返還をすることができます。

12. よくあるご質問

(1) 日本看護協会に入会していませんが応募できますか？

奨学金応募資格の第一要件は、日本看護協会会員であることです。

日本看護協会未入会の場合は、まず入会手続きを行ってください。

また、願書には会員番号の記載が必要です。

1) 入会申請 (公式HP <http://www.nurse.or.jp/>)

- 日本看護協会とは - 入会案内 参照)

- ・ 入会窓口は、ご自分の勤務先のある都道府県看護協会、就業していない場合は居住地の都道府県看護協会です。入会は都道府県看護協会と日本看護協会の同時入会であり、期間は4月1日(以降は入会した日)から翌年3月31日までです。
- ・ 本会の会費は年会費として5,000円です。都道府県看護協会の会費は協会ごとに異なりますので、該当の協会にお問合せください。
- ・ 都道府県看護協会及び本会の会員番号等のお問合せは、当奨学金事務局が窓口になり、該当する連絡先のご案内をします。

(TEL:03-5778-8543 E-mail:shogakukin@nurse.or.jp)

2) 会員番号

- ・4月に新規入会手続きをする場合は、会員番号が未定です。余白に「申請中」と記載し、その後、都道府県看護協会に会員番号を問合せし、奨学金事務局にご連絡をお願いします。
- ・願書の会員番号欄が空白のままの場合は、貸与決定されません。

(2) メールアドレスの記入は必須ですか？

必ず記載してください。アドレスを持っていない場合には空欄のままで結構です。応募期間中から返還終了までの間、迅速なお問合せに活用します。

(3) 貸与期間は何年ですか？ 3年生でも貸与は受けられますか？

在学中であれば、2年間を上限に奨学金貸与が可能です。希望期間により貸与後の手続きが異なりますので、必ず記載してください。また、当該年度の奨学金交付前であれば辞退届の提出により辞退することも可能です。

(4) 他の奨学金制度をすでに利用していますが、応募できますか？

奨学金の応募資格は、他の奨学金を利用していないことが要件のひとつになっています。本会の奨学金貸与を希望される方は、他機関の貸与を辞退していただくことになります。

(5) 書類にはどの印鑑で押印すればよいですか？

手続書類に(実印)と記載している場合は、本人・連帯保証人とも印鑑登録している印鑑をお使いください。訂正印として使用される場合も、印鑑登録している印鑑で押印してください。(印)と記載している場合は、認印で押印してください。

(6) 連帯保証人の要件の詳しい条件がわかりません。

「6.連帯保証人の要件及び責任」に記載している4つのすべての要件を満たしていることが必要になりますが、詳細は奨学金事務局にお問合せください。

看護師学校養成所2年課程(通信制)
進学者に対する奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本看護協会(以下 体会 という。)の奨学金とは別に、看護師学校養成所2年課程(通信制)進学者に対する奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、看護師学校養成所2年課程(通信制)へ進学する者に学資及び生計費として貸与するものをいう。

2 前項の奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生として申請できる者は次の各号に該当する者とする。

- (1)本会の会員である者
- (2)看護師学校養成所2年課程(通信制)に在籍している者
- (3)他の奨学金を利用していない者

(奨学金の貸与期間及び金額)

第4条 奨学金を貸与する期間は、1年又は2年とし、1年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 奨学金の貸与額は年額36万円とする。

第2章 奨学金の貸与決定及び交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、協会ニュース、本会ホームページ等を通じ、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学金希望者は、次の各号に掲げる必要書類を会長に提出するものとする。

- (1)奨学金願書(写真貼付)(様式1)
- (2)在学証明書(様式2)
- (3)連帯保証人連署の誓約書(様式3)
- (4)奨学金振込指定口座届(様式4)

2 連帯保証人は、次の各号のすべての要件を備える者とする。

- (1)一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- (2)他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
- (3)国内に住所を有すること
- (4)奨学生との連絡が確保されること

(奨学金の貸与決定)

第7条 奨学生の決定は、会員歴の長短等を基準に、申込期日までに到着した願書により会長が行う。決定結果は決定通知書により奨学金希望者に通知する。

2 前項の申込期日は募集要項に記載する。

(奨学金借用証書の提出)

第8条 奨学生は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書(様式5)を連帯保証人と連署のうえ期日までに会長に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金の交付は、必要書類の提出のあった者に対し、1年分36万円を当該年度の7月末日までに奨学生本人名義の銀行口座に振り込みすることにより行う。

(奨学金の辞退)

第10条 奨学生は、奨学金の交付前に限り、奨学金の貸与の辞退を申し出ることができる。

2 奨学金の貸与を辞退する者は、次の各号に掲げる必要書類を会長に提出しなければならない。

- (1)奨学金辞退届(様式6)
- (2)2年目の貸与を辞退する者にあつては、奨学金借用変更証書(様式7)

(変更の届出)

第11条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、変更届(様式8又は様式9)により直ちに会長に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第12条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、相続人又は連帯保証人が死亡を証明する書類を添えて奨学生死亡届(様式10)を直ちに会長に届け出るものとする。

(奨学生の身分の喪失)

第13条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは奨学生の身分を喪失する。

- (1)死亡したとき
- (2)奨学金の貸与を辞退したとき
- (3)第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- (4)休学期間が1ヵ年を超えるとき
- (5)その他奨学生として適当でないと会長が認めるとき(利息)

第14条 奨学金の貸与は、無利息とする。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第15条 奨学生であった者は、貸与期間の最終月の翌月から起算して6ヵ月を経過した後返還を開始し、3年以内に貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。ただし、第13条(第2号を除く)の規定により奨学生の身分を喪失した場合は、事由発生月の翌々月から返還を開始するものとする。

2 奨学金の返還にあたり、次の各号に掲げる必要書類を期日までに会長に提出するものとする。

- (1)奨学金返還計画書(様式11)
- (2)預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- 3 奨学金の返還は、奨学金の返還計画に基づき、半年賦、月賦又は両者の併用による奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰上げ返還することができる。繰上げ返還を希望する者は、繰上げ返還申込書(様式12)を提出しなければならない。
- 4 前項の規程にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸与した奨学金の全部又は一部につき、繰上げ償還させることができる。

- (1)奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
- (2)いつわりの申請その他の不正の手段によって貸与を受けたとき
- (3)返還金の支払いを怠ったとき
- (4)必要書類の提出がないとき
- 5 本人に返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(奨学金の返還猶予)

第16条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1)災害又は傷病により返還が困難となったとき
- (2)その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき

(返還猶予の願出)

第17条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明する書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還猶予願(様式13)を提出しなければならない。

2 返還猶予の期間は1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、猶予できる期間は通算して3年を限度とする。

(返還猶予の決定)

第18条 奨学金の返還猶予願の提出があったときは、会長は審査決定し、その結果を本人及び連帯保証人に通知する。

(延滞金)

第19条 会長は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

第4章 返還免除

(返還免除)

第20条 会長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の返還を免除することができる。

- (1)奨学生であった者が死亡したとき
- (2)心身の障害により返還不能となったとき
- (3)その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

第21条 奨学金の返還免除を受けようとする者又は相続人は、その理由を証明する書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還免除願(様式14)を会長に提出しなければならない。

(返還免除願出の期限)

第22条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3ヶ月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと会長が認めたときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第23条 奨学金の返還免除願の提出があったときは、会長は審査

決定し、その結果を本人、相続人及び連帯保証人に通知する。

第5章 雑則

(実施細則)

第24条 この規程の実施について必要な事項は会長が別に定める。

(規程の変更)

第25条 この規程の変更は理事会の承認を得て、会長が行う。

附 則

1 この規程は、平成20年11月20日に制定し、平成20年12月1日から施行する。

1 この規程は、平成21年11月20日に改正し、平成21年12月1日から施行する。

1 この規程は、平成22年11月18日に改正し、平成22年12月1日から施行する。

募集要項・願書等の提出書類は、日本看護協会公式ホームページの『看護師学校養成所2年課程(通信制)進学者に対する奨学金』ページよりダウンロードできます。

U R L <http://www.nurse.or.jp/>

上記公式ホームページのトップページより『看護職の皆さまへ』(中央の緑色のタブ)をクリックしてください。

「生涯教育」の「奨学金・助成金」または「2年課程通信制」より入ることができます。

【応募先・お問合せ先】

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

公益社団法人日本看護協会 奨学金事務局

電話番号 03-5778-8543 / ファックス番号 03-5778-5601

E-mail: shogakukin@nurse.or.jp

【応募書類受付期間】

平成24年4月2日(月)～平成24年4月27日(金) 必着

個人情報保護について

(社)日本看護協会が奨学金事業に関して取得する個人情報は、本会の奨学金事業に関する業務に限定して使用します。また、本会は奨学生個人情報の厳重管理及び保護に万全を期します。